

やまぐちプレミアム食事券 取扱加盟店規約

第1条(総則)

本規約は、山口県が発行する「やまぐちプレミアム食事券」にかかるものについて規定するもので、利用者(以下に定義します)がやまぐちプレミアム食事券を利用されるにおいて、取扱加盟店(以下に定義します)がその店舗、施設等において商品またはサービスの提供等(以下、「商品提供等」という)を行う場合には、本規約が適用されます。

第2条

(用語の定義)

本契約におけるそれぞれの用語の意味は次の通りとします。

1 「やまぐちプレミアム食事券」

山口県内の取扱加盟店にて、令和4年12月31日までやまぐちプレミアム食事券取引が出来る山口県発行の食事券(紙クーポン、電子クーポン)をいいます。

2 「事務局」

やまぐちプレミアム食事券事務局をいいます。

3 「利用者」

山口県が規定した本規約を承諾のうえ、やまぐちプレミアム食事券を取扱加盟店で使用する者をいいます。

4 「取扱加盟店」

やまぐちプレミアム食事券加盟店規約を承諾のうえ、所定の申込サイトや申込書にて事務局に申し込み、事務局が承認した個人、法人および団体をいいます。

5 「やまぐちプレミアム食事券取引」

利用者が取扱加盟店より飲食提供等を受けた場合に、その売上相当額の全ておよび一部をやまぐちプレミアム食事券で取引することをいいます。

6 「やまぐちプレミアム食事券取引精算」

取扱加盟店と山口県が本契約に基づき、やまぐちプレミアム食事券取引に関する精算をいいます。

第3条 (取扱加盟店の参加資格、責務等)

① 取扱加盟店は、「やまぐちプレミアム食事券」が使用できる「飲食店」、「持ち帰り・配達飲食サービス業に該当し、飲食料品を提供する店舗」であらかじめ山口県に所定の申請を行い山口県の承認を得るものとします。

なお、やまぐちプレミアム食事券取り扱い店舗の追加、脱退についても同様とします。

なお、参加登録資格は下記とする。

(1)日本標準産業分類 「76 飲食店」に該当する飲食店であること。

・「やまぐち安心飲食店」の「認証」を受けており、継続的な「新型コロナウイルス感染症」への「感染防止」に努めていること。

・「やまぐちプレミアム食事券」は紙クーポンと電子クーポンの両方の使用精算に対応すること。

(2)日本標準産業分類 「77 持ち帰り・配達飲食サービス業」に該当し飲食料品を提供する店舗であること。

・「外食業の事業継続のためのガイドライン」(令和 2 年 5 月 14 日、一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会)に基づき、継続的な「新型コロナウイルス感染症」への「感染予防」の取り組みを実施していること

・「やまぐちプレミアム食事券」は紙クーポンと電子クーポンの両方の使用精算に対応すること。

- ② 取扱加盟店は事務局より送付される加盟店ポスターやステッカーを店内の利用者が良く見える場所に掲示するものとします。
 - ③ 取扱加盟店は、山口県からやまぐちプレミアム食事券の取扱に関する調査協力依頼があった場合、速やかに協力するものとします。
 - ④ 取扱加盟店は、山口県がやまぐちプレミアム食事券の利用促進のために、取扱加盟店の個別の了承なしに印刷物、電子媒体等に取扱加盟店の名称および所在地等を掲載することを、あらかじめ異議なく認めるものとします。
 - ⑤ 取扱加盟店は、加盟店登録通知書や加盟店ポスター、ステッカー、二次元バーコードなどを本規約に定める目的以外の用途に使用してはならないものとし、これを第三者に使用させてはならないものとします。
 - ⑥ 取扱加盟店は、本事業が終了した場合、直ちに加盟店の負担において、加盟店ポスターやステッカー、二次元バーコードを取り外すこととします。
 - ⑦ 取扱加盟店は店舗での「新型コロナウイルス感染症」の感染防止を継続的に徹底すると共に、行政への協力等を行うこととします。
1. 取扱加盟店は本事業期間中に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 条)第 24 条第 9 項に基づく協力の要請があった場合には、それに従います。

第4条 (届出事項の変更)

- ① 取扱加盟店は、山口県に届けている店舗名、代表者、電話番号、メールアドレス、振込指定金融機関口座等、その他加盟店申込書に記載した事項に変更が生じた場合には、直ちに所定の方法により山口県へ届出、承認を得るものとします。
- ③ 前項の届出がないために、山口県からの通知または送付書類、換金精算代金が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべきときに加盟店に到着したものとみなすものとします。

第5条 (地位の譲渡等)

- ① 取扱加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。
- ② 取扱加盟店は、取扱加盟店の山口県に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等できないものとします。

第6条 (取扱加盟店の義務、差別的取り扱いの禁止等)

- ① 取扱加盟店は、本規約および山口県が別途提供するやまぐちプレミアム食事券加盟店マニュアルに基づき商品(飲食サービス)の提供等を行うものとします。
- ② 取扱加盟店は、有効なやまぐちプレミアム食事券を提示した利用者に対し、やまぐちプレミアム食事券の取扱いを拒絶したり、現金客と異なる代金を請求したり、やまぐちプレミアム食事券の取扱いの金額に本規約に定める以外の制限を設ける等、やまぐちプレミアム食事券の利用者に不利となる差別的取り扱いを行わないものとします。
- ③ 取扱加盟店は、有効なやまぐちプレミアム食事券の利用者からやまぐちプレミアム食事券の取扱いまた

は商品等に関し、苦情、相談を受けた場合、取扱加盟店と利用者との間において紛議が生じた場合並びに法令に違反する取引の指摘または指導を受けた場合には、取扱加盟店の費用と責任をもって対処し、解決にあたるものとします。

- ④ 取扱加盟店は、やまぐちプレミアム食事券取引を行う場合には、以下に定める事項を善良な管理者の注意事項をもって必ず確認するものとします。
- (1) やまぐちプレミアム食事券の紙クーポンの券面表示内容
 - (2) やまぐちプレミアム食事券の紙クーポンの利用枚数
 - (3) やまぐちプレミアム食事券の電子クーポンの利用画面
 - (4) やまぐちプレミアム食事券の電子クーポンの利用金額
- ⑤ 取扱加盟店はシステムの障害時、通信障害時、またはシステムの保守管理に必要な時間及びその他やむを得ない場合には、やまぐちプレミアム食事券取引を行うことができないことをあらかじめ承諾するものとします。その場合の逸失利益、機会損失等についてはいかなる場合にも山口県は責任を負わないものとします。

第7条 食事券（電子クーポン）

- ① 取扱加盟店に通知される店舗管理画面の ID 及びパスワード等は、他人に知られることがないよう、取扱加盟店が責任をもって管理するものとします。店舗管理画面から利用実績等の管理を行なう際の通信料・接続料等は、取扱加盟店が負担するものとします。事務局は、盗用、不正利用その他の事情により取扱加盟店の ID 及びパスワード等を当該取扱加盟店以外の第三者が利用している場合であっても、それにより生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
- ② 取扱加盟店は電子クーポン取引に関し、本規約に従って事務局が取扱加盟店に二次元バーコードを発行し、事務局が指定する方法により取扱加盟店が利用者に提示するもので、取扱加盟店を特定するための情報、その他取扱加盟店または事務局が承諾した場所(当該承諾の対象となる場合に限る)における電子クーポン取引に必要となる情報を二次元バーコードに登録します。
- ③ 電子クーポン取引は、利用者が電子クーポンを取扱加盟店で利用した際に、二次元バーコードを読み取ること等により、電子クーポンを使用済み登録又は金額減算することをいいます。
- 利用者は取扱加盟店が提供する財またはサービスの価額(含む消費税相当額、以下「商品券取引相当金額」という。)に相当する金額を専用アプリから入力することで、利用者の保有する金額残高から当該金額を減じる方法で、やまぐちプレミアム食事券を取扱加盟店との間のやまぐちプレミアム食事券使用取引の決済に利用することができるものとします。提示するやまぐちプレミアム食事券の未利用残高が商品等の代金に満たない場合は、利用者は、原則として商品やサービスを受けることはできません。但し、不足額を現金または取扱加盟店の指定する方法により支払うことにより商品やサービスを受けることができるものとします。

第8条（取引の取消及び返金の禁止）

取扱加盟店は、やまぐちプレミアム食事券取引の取り消しや払い戻しを申し出た利用者に対し、取り消し、払い戻し及び返金対応することはできないこととします。

第9条（対象商品等）

やまぐちプレミアム食事券は、取扱加盟店が取り扱う食料品や飲料品の提供等について使用できるものとしま

す。ただし、別表 1 に該当するものは対象外とします。

第 10 条(釣り銭)

やまぐちプレミアム食事券の利用にあたっては、釣り銭は支払われないものとします。

第 11 条 (商品等の引き渡し)

取扱加盟店は、商品提供等を行う場合、利用者に対し、原則として直ちに商品等を引き渡し、または提供するものとします。取扱加盟店は、商品提供等を行う当日に商品等を引き渡しまたは提供することができない場合には、利用者に対して書面をもって引き渡し時期等を通知するものとします。また取り消しや返金に対応することはできないものとします。

第 12 条 (利用上限額)

取扱加盟店の、利用者とのやまぐちプレミアム食事券の取引上限額は「なし」とします。

第 13 条 (不正使用等)

- ① 取扱加盟店は、提示されたやまぐちプレミアム食事券の真贋に疑義があった場合には、やまぐちプレミアム食事券提示者または利用者に対し商品提供等を行わないものとし、その事実を山口県に連絡するものとします。
- ② 取扱加盟店は、受領したやまぐちプレミアム食事券(紙クーポン)の裏面に「再利用の無効化」を行うために「店舗印」または「店舗名スタンプ」を押すことといたします。
- ③ 万が一、取扱加盟店が前項に違反して商品提供等を行った場合、取扱加盟店は当該代金全額について、一切の責任を負うものとします。プレミアム相当分についての給付も行わないことといたします。
- ④ 偽造、変造、模造されたやまぐちプレミアム食事券や架空の販売計上に起因する売上等が発生し、山口県がやまぐちプレミアム食事券の使用状況等の調査の協力を求めた場合には、取扱加盟店はこれに協力するものとします。また、取扱加盟店は、山口県から指示があった場合もしくは取扱加盟店が必要と判断した場合には、取扱加盟店が所在する所轄警察署等へ当該売り上げに対する被害届を提出するものとします。

第 14 条 (売上債権の譲渡)

本契約に基づき取扱加盟店が山口県に対して有する債権について、第三者からの差押、仮差押、滞納処分等があった場合、山口県は当該債権を山口県所定の手続きに従って処理するものとし、山口県は当該手続きによる限り遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第 15 条 (換金手数料および精算)

- ① 取扱加盟店のやまぐちプレミアム食事券取引精算についての換金手数料は無料とします。
- ② 山口県が取扱加盟店に対し支払うやまぐちプレミアム食事券取引精算代金は、別途定める「やまぐちプレミアム食事券加盟店マニュアル」に定める締切日ごとに、当該締切日までの間に回収センターへ到着した「使用済みの紙クーポン」、「電子クーポンの売上金額の総額」を加盟店からの請求とみなし、「やまぐちプ

レミアム食事券加盟店マニュアル」に定められた支払日に、加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとします。

振込時は「ヤマガチタベテオウエン」（山口食べて応援）と通帳へ記載されます。

第 16 条（加盟取消し）

1. 取扱加盟店が以下の事項に該当する場合、山口県は取扱加盟店に対し催告することなく直ちに本契約の全部または一部を解除できるものとし、かつ、その場合山口県に生じた損害を賠償するものとします。

- (1) 取扱加盟店または取扱加盟店の従業員および取扱加盟店の業務を行う者が本規約に違反したとき
- (2) 加盟店申込書等にて山口県に提出した書面に虚偽の申請があったとき
- (3) 差押、仮差押、仮処分申し立てまたは滞納処分を受けたとき、破産、会社更生、民事再生、特別清算の申し立てを受けたとき、またはこれらの申し立てを自らしたとき、合併によらず解散したとき。
- (4) 取扱加盟店の営業または業態が公序良俗に違反すると山口県が判断したとき
- (5) 取扱加盟店が山口県の信用を失墜させる行為を行ったと山口県が判断したとき
- (6) 取扱加盟店として不適当と山口県が判断したとき

2. 取扱加盟店は、前項の規定により加盟店登録の取り消しを受けた場合には、直ちに取扱加盟店の負担において、加盟店ポスターやステッカーを取り外し、山口県が支給した備品を速やかに返却するものとします。

第 17 条（買戻特約等）

取扱加盟店が本規約に対し違反してやまぐちプレミアム食事券取引を行った疑いがあると認めた場合は、山口県は調査が完了するまでやまぐちプレミアム食事券取引精算代金の支払いを保留することができるものとし、調査開始より 30 日を経過してもその疑いが解消できない場合には、やまぐちプレミアム食事券取引精算を取消しまたは解除することができるものとします。なお、取扱加盟店は山口県の調査に協力するものとします。調査が完了し、山口県が当該代金の支払いを相当と認めた場合には、山口県は取扱加盟店に当該代金を支払うものとします。なお、この場合には、山口県は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第 18 条（反社会勢力との取引拒絶）

1. 取扱加盟店は、取扱加盟店及び取扱加盟店の親会社・子会社等の関係会社、役員、従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む）が、以下の事項のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとします。

- (1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する恐れがある団体）
- (2) 暴力団員（暴力団の構成員）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を使用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業）
- (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う恐れがあり

市民生活の安全に脅威を与える者)

- (6) 社会運動等標榜ゴロ(社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う恐れがあり、市民生活の安全に脅威を与える者)
- (7) 特殊知能暴力集団等(前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人)

2. 取扱加盟店が前項の規定に違反していることが判明した場合、または違反している疑いがあると山口県が認めた場合、山口県は、直ちに本契約を解除できるものとし、かつ、その場合山口県に生じた損害を取扱加盟店が賠償するものとします。また、この場合、山口県は、遅延損害金を支払う義務を負うことなく、やまぐちプレミアム食事券取引精算金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。

3. 取扱加盟店が本条第1項の規定に違反していることが判明した場合、またはその疑いがあると山口県が認めた場合には、山口県は前項に基づき契約を解除するか否かに関わらず、やまぐちプレミアム食事券取引精算金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、山口県は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

4.山口県は取扱加盟店が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づくやまぐちプレミアム食事券取引を一時的に停止することを請求することができ、この請求があった場合には、取扱加盟店は、やまぐちプレミアム食事券取引を行うことができないものとします。

第20条 (使用停止)

取扱加盟店が、第6条(取扱加盟店の義務、差別的取り扱いの禁止等)に違反、第16条(加盟取消)に該当した場合、および第18条(反社会勢力との取引拒絶)に違反した場合または該当する疑いがあると山口県が認めた場合、山口県は契約を解除するか否かに関わらず、やまぐちプレミアム食事券取引精算金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、山口県は損害賠償金を支払う義務を負わないものとします。

第21条 (規約の変更)

山口県は取扱加盟店の了解を得ることなく、本契約を変更することがあるものとします。この場合には本サービスの利用条件は変更後の規約によるものとします。

第22条 (合意管轄裁判所)

取扱加盟店は、やまぐちプレミアム食事券に関して山口県との間に紛争が生じた場合、山口地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

第23条 (準拠法)

本契約に関しては、全て日本国内法が適用されるものとします。

制定 令和4年6月1日

改定 令和4年9月1日

やまぐちプレミアム食事券の運営については、山口県より業務委託を受けた「やまぐちプレミアム食事券事務局」が行います。

(別表 1)

やまぐちプレミアム食事券の利用対象にならないもの

出資や債務の支払い(振込代金、振込手数料、電気、ガス、水道料金等)

1. 有価証券、食事券、ビール券、図書カード、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
 2. 株式、先物等の金融商品
 3. たばこ事業法(昭和 59 年法律第 68 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
 4. 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預りを除く)等の不動産に関わる支払い
 5. 現金との換金、金融機関への預け入れ
 6. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業に係る支払い
 7. 当せん金付証票法(昭和 23 年法律第 144 号)第 2 条に規定する当せん金付証票、競馬法(昭和 23 年法律第 158 号)第 6 条に規定する勝馬投票券、モーターボート競走法(昭和 26 年法律第 242 号)第 10 条に規定する舟券、自転車競技法(昭和 23 年法律第 209 号)第 8 条に規定する車券、小型自動車競走法(昭和 25 年法律第 208 号)第 12 条に規定する勝車投票券、スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成 10 年法律第 63 号)第 2 条に規定するスポーツ振興投票券の購入
 8. 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入、買掛金、未払金の支払(事業者間決済を含む)
 9. 特定の宗教・政治団体と関わるものや、公序良俗に反するもの
 10. 会費、商品およびサービスの引換券等代金を前払いするもののうち、有効期限満了日が 2022 年 9 月 30 日を越えるもの
 12. 電子マネーへの入金
 13. 国や地方公共団体への支払い(税金、国民健康保険料、水道料金等)
 14. その他、山口県が食事券の使用対象として適当と認めないもの
- ※ 上記の禁止行為、利用対象にならないものへの食事券の利用が発覚した場合、損害賠償、登録の取消、換金の拒否その他の処分が生じる場合があります。